

会 員 取 扱 約 款



会員取扱約款

改正平成29年8月1日

全国公益法人協会

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、全国公益法人協会（以下「本協会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本協会は、従たる事務所を必要と認める地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 全国の公益法人および一般法人の健全な育成とその発展に協力し、民間公益活動の振興に資するため、公益法人・一般法人の業務の改善と指導に貢献し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公益法人・一般法人の育成に必要な調査研究と相談事業
- (2) 公益法人・一般法人の諸問題に関する調査研究と講師派遣に関する事業
- (3) 公益法人・一般法人の会計・財務・税務・運営・法律等に関する調査研究及び研修会等の開催
- (4) 公益法人・一般法人関係者との意見の交換・情報の収集等の交流事業
- (5) 公益法人・一般法人に関する一切の図書・資料・文献等の出版と『公益・一般法人』発行による啓蒙事業
- (6) 公益法人・一般法人のインターネットによる情報公開を代行する支援事業
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員、入会及び種別)

第5条 本協会の目的に賛同する団体又は個人で入会した者を会員とする。

2 本協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

3 本協会の会員は次の2種とし、1年に満たない期間の会員登録は取り扱わないものとする。

(1) 正会員

(2) 準会員（主に定期刊行機関誌の配布）

4 本協会の会員を解約しようとする者は、所定の退会届を提出しなければならない。

5 公益法人・一般法人を主とした非営利法人を対象に生業を営む公認会計士、税理士法人、監査法人、コンサルティング会社等の正会員および準会員の入会は認めないこととし、別に会員取扱を定めることとする。

(入会金及び会費の納入)

第6条 会員は、別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。

2 既納の入会金及び会費は、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

3 会費の請求は、会員登録期間が終了する月の前月25日に、次回更新期間の会費請求書を送付することによる通知によって自動更新とする。次回会費更新期間開始後の当該期間中における中途解約については取り扱わないものとする。

4 その他必要な事項は別に定める。

(会員の特典)

第7条 会員は、次の特典を有効に利用することができる。

(1) 正会員は公益法人・一般法人定例講座の参加が2名まで無料

(2) 正会員はWeb講座を無料視聴

(3) 正会員は機関誌の電子版を1アカウント無料購読

(4) 準会員は公益法人・一般法人定例講座の参加が優先かつ割引

(5) 特別講習会の参加については正・準会員共に優先かつ割引

(6) 定期刊行機関誌『公益・一般法人』の配布

(7) 会計・財務・税務・運営等の「無料個別相談室」の利用

(8) 緊急を要する相談に専門家が文書にて応じる「通信相談（FAX・メール・テレビ相談）」の利用

(9) 社内研修等の企画・講師の斡旋

(10) 公認会計士・税理士等と固別に年間顧問契約を結ぶ際の専門家の紹介

(11) インターネットによるディスクロージャーを代行する「情報公開サイト」

の無料開放

(12) 「役員賠償責任保険」及び「情報漏えい保険」の団体制度での加入

(本協会による契約の解除)

第8条 本協会は、会員が次のいずれかに該当する場合には、本協会所定の方法により通知することによって、直ちに会員契約を解除することができる。

- (1) 入会時において虚偽の申告をした場合
- (2) 会費を1年以上滞納した場合
- (3) 本協会からの郵送、電話、メール等の連絡が不能となった場合
- (4) 会員としての権利を不正使用、又は第三者に使用させた場合
- (5) 本協会の業務の遂行に支障をきたすと本協会が判断した場合
- (6) 犯罪行為、公序良俗違反行為、その他あらゆる権利侵害行為をした場合
- (7) その他、本協会が不相当と判断する行為をした場合

2 前項の規定により会員契約が解除された場合、会員は、本協会の会員特典について、当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払わなければならない。

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第9条 本協会は、会員に対し、会員契約時において、本協会の代表者、役員、又は実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 本協会は、会員が前項に該当するか否かを判定するために調査を要すると判断した場合、会員の求めに応じてその調査に協力し、これに必要と会員が判断する資料を提出しなければならない。

3 会員が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告その他の手続を要することなく、本協会は会員契約を即時解除することができる。

4 本協会が、前項の規定により、会員契約を解除した場合には、本協会はこれによる会員の損害を賠償する責を負わない。

5 会員契約を解除した場合、本協会から会員に対する損害賠償請求を妨げない。

全国公益法人協会概要・業務局所在地

1967年（昭和42年）3月創立以来、公益法人に係わる実務上の課題克服から主務官庁の行政指導に係わる問題に至るまで、あらゆる問題解決に向け、経験豊富な実務家及び有識者の永年の研究成果を「相談事業」、「研修事業」、「出版事業」を通じて展開、現在は公益法人および一般法人の総合アドバイザーとして広く情報の提供を行っている実務指導機関です。

《業務内容》

● 書籍出版事業

定期刊行機関誌『公益・一般法人』（毎月1日・15日発行）

公益法人・一般法人専門実務図書(年数点随時発行)

● 研修事業

全国三大研修

公益・一般法人定例講座[東京・大阪・福岡・札幌・仙台・名古屋・広島・他]

各種実務特別講習会

● 相談事業

公益法人・一般法人が抱える諸問題に経験豊富な専門家が真正面から親身になって相談に応じます。緊急を要する場合、または遠方で、直接相談室にお越しになれない会員には、文書による通信相談(FAX・メール・テレビ相談)を随時受け付けます。

● 情報公開代行支援事業

インターネットによるディスクロージャーを代行する「情報公開サイト」の利用を会員に無料で開放しています。

● 専門家派遣・紹介事業

会員が主催する役・職員向け社内研修等の企画や講師の斡旋をします。また公認会計士・税理士等と個別に年間顧問契約を要望する会員に対し専門家の紹介をします。

《全国公益法人協会 WEB サイト》

U R L <https://www.koueki.jp/>

《全国公益法人協会 事務局所在地》

● 本部

〒103-0027

東京都中央区日本橋 3-2-14 日本橋 K.N ビル 5 階

電話 03-3278-8471 FAX 03-3278-8473

E-mail : tokyo@koueki.co.jp

● 関西業務局

〒530-0001

大阪市北区梅田 1-8-17 大阪第一生命ビル 10 階

電話 06-6344-6121 FAX 06-6344-6125

E-mail : kansai@koueki.co.jp

● 西日本業務局

〒812-0011

福岡市博多区博多駅前 2-11-26 井門博多駅前ビル 5 階

電話 092-473-7388 FAX 092-473-7406

E-mail : fukuoka@koueki.co.jp

● 北海道支部

〒060-0807

札幌市北区北 7 条西 2-6 37 山京ビル 423 号

電話 011-738-0581 FAX 011-738-0580

● 東北支部

〒980-0013

仙台市青葉区花京院 1-4-25 シティタワー仙台 501 号

電話 022-261-6887 FAX 022-261-6888

● 中部支部

〒453-0804

名古屋市中村区黄金通 2-54

電話・FAX 052-461-6338

● 中国・四国支部

〒730-0004

広島市中区東白島町 14-15 NTT クレド白島ビル 7 階

電話 082-207-0062 FAX 082-227-1122

☆☆

名 称 株式会社全国非営利法人協会
代表者 代表取締役 宮内章
設 立 昭和 42 年 3 月 28 日
資本金 20、000、000 円
所在地 〒103-0027
東京都中央区日本橋 3-2-14 日本橋 K・N ビル 5 階
電話 03-3278-8471
FAX 03-3278-8473

